

賃上げ支援事業補助金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業

物価高騰等の影響による厳しい経営状況の中、雇用維持及び人材確保等のために賃上げを行った市内の中小企業者等を支援するものです

補助額

従業員 1 人あたり 2 万円
(上限 5 人分、最大 10 万円)

※予算がなくなり次第終了します

※パート・アルバイトも対象となります

※申請は 1 事業者 1 回限りです

受付期間 令和 8 年 8 月 3 日～令和 9 年 1 月 29 日

- ・市内に本社もしくは本店または主たる事業所がある中小企業者等
- ・市内に代表者の住所および事業所がある個人事業主
- ・令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日までの間に、市内の事業所に勤務する従業員の基本給単価を 2 %以上引き上げている
- ・市税の滞納がないこと 等



オンライン申請できます！

申請書類等

- ・申請書兼実績報告書(様式 1 号) ※オンライン申請は、専用フォームへ
- ・労働条件通知書等の写し
- ・賃上げ前・後の賃金台帳の写し 等

お問合せ：賃上げ支援事業補助金窓口



0848-67-6018

(市役所本庁 1 階 101 会議室)

詳しくはHPをご覧ください



よくあるご質問

Q&A



Q 主たる事業所とは？

A 総務、人事等の本社機能を持つ事業所です

Q 補助対象労働者とは？

A 市内の事業所に勤務している正規・非正規労働者が対象です

Q 役員や親族（専従者）は対象になりますか？

A 対象外です

※ただし、親族であっても、労働条件通知書を交付して従業員として雇用している場合は対象となります

Q 対象となる賃上げについて教えてください

A 令和7年4月1日から令和8年12月31日までの間に、市内の事業所に勤務する従業員の基本給単価を2%以上引き上げ、同期間中に支払っていることが対象要件です

次のような場合も対象となります

• 定期昇給

定期昇給により基本給単価を2%以上引き上げている
※令和7、8年と段階的での2%UPも対象です

• 広島県の最低賃金の引き上げのタイミングで昇給している



令和7年11月より、広島県の最低賃金が
1,020円→1,085円に引き上げられた時に賃上げをした

令和8年10月（予定）より、広島県の最低賃金が
1,085円→1,141円に引き上げられた時に賃上げをした

お気軽にお問い合わせください



0848-67-6018